

職員配置の公募条件について（各市HPより。事務局調べ）

区分	公募条件
立川市	経験年数の平均が10年を満たさない場合には事業者選定の評価の際に、減点措置を行うこととします。 園長は、保育士としての経験年数が25年（前後）以上または園長としての経歴、誠見、能力を有する者とします。 主任保育士は、保育士としての経験年数が25年（前後）以上の者とします。
昭島市	保育士は、各年齢担任を持つ者の内、1名は経験5年以上の者を配置する。保育園長は、保育士資格を有し、経験15年以上の者と する。
調布市	経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を5人以上。経験5年以上の保育士を5人以上。 常勤保育士全員の児童福祉施設での平均勤続年数が5年以上
町田市	施設長は専任とし、原則として保育園で10年以上（2014年4月現在）の勤務経験年数を有する者で、児童福祉事業の理論と 実践について知識と経験を有する者を配置すること。 主任保育士は保育所で概ね10年以上（2014年4月現在）の勤務経験年数を有し、保育を行う責任者として保育に関する知識 を持ち、保育士を指導する能力を有する者であること。 保育士は（2014年4月現在）実務経験年数10年以上の者が1/3、5年以上の者が1/3、概ね含まれていること。
小平市	特になし
東村山市	園長ならびに主任保育士は社会福祉事業等に従事した経験を有し、管理職 としての資質を兼ね備えた者とする。こと。 保育士の3分の1以上（園長等管理職や主任保育士を含むことができる）は、5年以上の保育経験を有する者とする。こと。
稲城市	園長は専任で、園長及び主任保育士級の経験を合算で10年以上、主任保育士は20年以上
羽村市	特になし
西東京市	園長は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、園長の資格を有する者を専任で充 てること。 保育士は、保育士の資格を有する者を東京都基準により他の市立保育園に準拠した職員配置を行うことし、保育士の大半は、十分 な実務経験を有する者とする。こと。 保健師または看護師の有資格者を専任で配置すること。 栄養士の有資格者又は小児科医・歯科医）を西東京市医師会と協議し配置すること。給食調理員は、他の市立保育園による調理と同 様の給食を提供できる職員を充てること。 職員は年齢構成が偏らないようにバランスの取れた配置とすること。

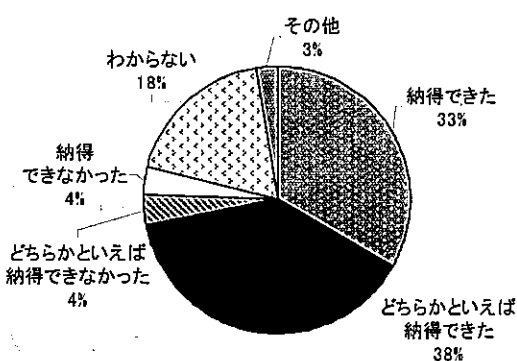
世田谷区「区立保育園民営化検証結果報告書」 (平成23年2月)より

○ 保護者の意見・要望の反映

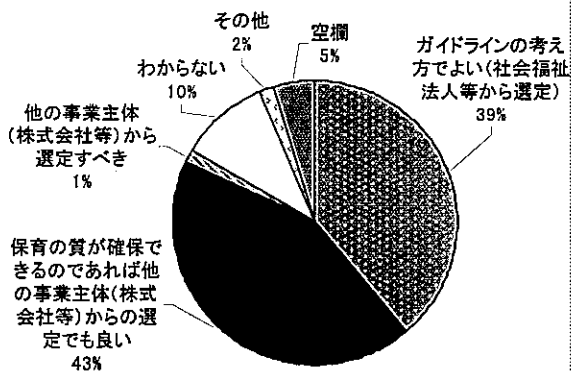
- ・区は、事業者募集要項や選定基準を事前に対象園保護者に示し、募集の条件や選定の際に重視すべき事項等について、保護者の意見や要望をできる限り反映した。
- ・区は、希望する保護者について、事業者選定委員会における1次審査（書類審査）を通過した事業者が運営する保育園の視察や、法人理事及び園長予定者との意見交換会を実施した。選定委員会は、それらを通じて寄せられた保護者の意見や感想を選定に反映させた。

【保護者アンケートの結果】

問) 事業者選定の結果（選定された事業者）には納得できましたか。
(事業者選定時に在園していた保護者が対象)



問) 「ガイドライン」で民営化園の運営主体を社会福祉法人等から選定するとしていることについて、どのように思いますか。



3) 検証結果

○ 選定の結果

民営化園の保育内容は、区立保育園の水準を満たし、かつ、事業者独自の工夫や改善によって保育の質を向上させていると見ることができ、事業者選定の結論については、おおむね評価できるものと考えられる。保護者アンケートの結果では、選定委員会の選定結果に約7割の保護者が概ね納得できたと回答している。

○ 選定の手法

世田谷区の選定基準は非常に細かく、多角的な視点が含まれており、選定作業で手間を要する内容であったが、これによって、より細やかな選定が実施できたと考えられる。

実際の選定作業では、事業者からの情報や提案をそのまま審査対象とするのではなく、日誌等も含む記録文書や実地審査、面接などで実際の姿を把握した上で審査を行っている。特に、「保育は人」という観点、また保護者の不安が最も強い部分であるという理由から、職員配置の予定や人材確保の方法（異動、採用）、園長候補者の資質、人材育成への考え方など、人材の面に着目して評価したことは、移行後の状況に照らしても的を射ていたと考えられる。

なお、他の自治体では、保護者の不安や要望を受け、職員の経験年数ごとの人数を募集要項で規定する例も見受けられるが、世田谷区では、選定で事業者の人材力を審査することとし、要項にはあえてそのような規定を設けていない。要項で経験者の条件を設けた他自治体では、経験者配置の条件を満たすために事業者が自らの理念と合わない職員を採用せざるをえなくなり、移行後の保育が混乱した例も聞こえており、保護者が選定委員会を信頼できるのであれば、世田谷区の採った方式のメリットは大きいと考えられる。